

公 示

平成30年7月豪雨の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により、広島県の一部地域 に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月19日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（平成30年国土交通省告示第947号）に基づき、広島県の一部地域 に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。

一部地域

広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市
竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町
安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

平成30年8月1日

中国運輸局

広島運輸支局長